

## 平成28年第30回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成28年第30回岩手町農業委員会総会は、平成28年10月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (2) 報告第2号 農地法第18条6項の規定による通知について
- (3) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (5) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (6) 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (7) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 12番 澤村 博美
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 11番 横澤 稔秋
- 13番 佐々木 夏子
- 17番 遠藤 幸夫

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	民部田 政彦
農地振興係主幹	滝川 勉
副主幹	府金 昌代
主任	畑中 功

(開会時刻 午後1時30分)

議長 ただいまから第30回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の欠席通告者は、4番細野清悦委員、5番井戸ツヨミ委員、11番横澤稔秋委員、13番佐々木夏子委員、17番遠藤幸夫委員の5名であります。

議長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、当職より指名いたします。6番黒澤金一委員、7番太布光則委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議長 本日の総会は、配布してあります、報告2件、議案5件の提出があります。お諮りします。報告2件、議案5件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、報告2件、議案5件を議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の第4号及び第5号議案に、私と8番田中正志委員にかかる案件がございますので退席をさせていただきます。

議長 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、ご説明いたします。農地法及び基盤強化促進法により使用貸借を行っていた農地を、今年度行う上浮島地区の農地中間管理事業に組み入れるため、今回合意解約しようとするものです。なお、15番は来月総会案件により中

間管理事業に乗り換え予定であり、16番、17番、18番の農地は本日総会の第4号、第5号議案により提案する農地の一部でございます。

以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま報告第1号について、事務局から説明をいただきました。皆さんから質疑ありましたならお願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

議 長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書3ページをご覧ください。報告第2号、農地法第18条の規程による合意解約通知について、ご説明いたします。

農地法により賃貸借を行っていた農地を今年度行う上浮島地区の農地中間管理事業に組み入れるため、今回合意解約しようとするものです。

なお、本農地は本日総会の第4号、第5号議案により提案する農地の一部でございます。以上報告第2号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま報告第2号について、事務局から説明をいただきました。皆さんから質疑ありましたならお願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書5ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条第1項の規程による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号13番から18番の6件すべてが、農業者年金受給要件を満たすために子や孫と使用貸借権設定をしようとするものです。

以上議案第1号に係る事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりまして、13番の案件につきましては、4番細野委員にお願いしておりましたところ本日欠席ですので、事務局よりご報告いたします。

13番につきましては祖父が孫に農地を貸すという案件でございますが、デントコーンが作付けされている農地ということで、農地としてきちんと管理されているという報告が細野委員からありました。以上です。

議 長 その他の現地調査の報告をお願いします。

9番遠藤委員 現地調査の結果を委員番号9番の私遠藤から報告させていただきます。本日午前9時から事務局2名と、11番横澤委員、12番澤村委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号14番の農地の貸借の件について報告いたします。農地の所在地区は下浮島地区で、集会所から南へ300メートルほど先の申請者宅付近の農地でした。現地を確認したところ、農地として適正管理されており周辺農地への影響など問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。以上で報告を終わります。

16番福土委員 受付番号15番の農地の貸借の件について、16番福土より現地調査の結果を報告いたします。農地の所在地区は前が沢地区で、前が沢の集会所から北西へ800メートルほど先にある農地でした。現地を確認したところ、まとまってある農地で利便性も良く良好な環境でした。周辺の農地への影響や地域への影響についても支障が無いものと判断され、法令等の審査基準に照らして、遵守されていると確認しました。以上で報告を終わります。

9番遠藤委員 受付番号16番について、9番遠藤から報告させていただきます。農地の所在地区は上鳴沢地区で、●●から北東へ600メートルほど先にある農地でした。現地を確認しましたところ農地として適正管理されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上報告します。

15番幅委員 受付番号17番、農地の貸借の件について、15番幅より現地調査の結果を報告します。農地の所在は落葉地区で、落葉のバス停から南の方へ500メートルほど先にある農地でした。現地を確認したところ、まとまった農地で利便性も良く、日当たりなども良好でした。周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障が無いものと判断され、法令等の審査基準に照らして、遵守されていると確認しました。以上です。

16番福土委員 受付番号18番の農地の貸借の件について、16番福土より現地調査の結果を報告いたします。農地の所在する地区は前が沢地区で、前が沢の集会所から東へ1キロ

メートルほど先の申請者宅付近にある農地でした。現地を確認したところ、町道沿いにある農地で利便性も良く、日当たりも良好な環境でした。周辺の農地への影響や地域への影響についても支障が無いものと判断され、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認しました。以上で報告を終わります。

議 長 ただいま現地調査員の皆様より現地調査結果の報告をいただきましたが、この件につきまして皆様から質疑がございましたらお願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。まず。議案第1号、農地法第3条第1項の規程による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第15第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求め、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 14 ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、ご説明いたします。

番号 10 番、一時転用案件でございます。土地の所在は御堂第3地割地内の畑1筆、面積 199 平方メートルの内 107 平方メートルを平成 29 年 1 月までの 3 ヶ月間、電話無線基地局建設のため一時転用しようとするものです。

番号 11 番、贈与案件でございます。土地の所在は五日市第 11 地割地内の畑 1 筆、面積 395 平方メートルを贈与し、居宅建設のため転用しようとするものです。

以上議案第 2 号に係る事務局説明を終わります。

なお、議案第 2 号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査結果の報告をお願いします。

12番澤村委員 受付番号10番の件について、現地調査の結果を委員番号12番の澤村から報告します。本日午前9時から事務局2名と、9番遠藤委員、11番横澤委員、と私とで現地

を確認して参りました。受付番号10番の農地の貸借の件について報告いたします。

地区は御堂地区で、御堂のバス停から北へ300メートルほど先にある国道沿いと農道の間挟まった農地でございました。現在の土地の利用状況も農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。

受付番号 11 番の件について報告します。場所は上苗代沢の地区で、●●から北へ150メートルほど先にある農地でした。現地を確認しましたところ、農地としてきちんと管理されておりました。現在の土地の利用状況も農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。以上報告を終わります。

議 長 ただいま澤村委員から現地調査結果を報告いただきました。この件について皆様から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明願いが提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 19 ページをご覧ください。議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号 15 番、土地の所在は川口第5地割地内の畑1筆、面積 465 平方メートルの土地であります。昭和 37 年に居宅を建設した畑地でございます。

番号 16 番、土地の所在は土川第4地割地内の畑1筆、面積 2,406 平方メートルの土地であります。昭和 55 年から耕作しておらず山林化した農地でございます。

なお、議案第3号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の方より報告をお願いします。

12 番澤村委員 現地調査の結果を委員番号 12 番の澤村から報告します。先ほどと同じメンバーで行ないました。受付番号 15 番について、場所は野原地区で、●●の 2～30 メートル裏側に建っている家でした。現地を確認したところ、願い出の内容のとおり、家が建てられてから相当の年数がたっており、農地に戻すには相当困難なので、仕方がないと判断して参りました。以上です。

9 番遠藤委員 9 番遠藤から受付番号 16 番について報告させていただきます。地区は上鳴沢地区で、集会所から西へ 400 メートルほど先にあるところでした。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり、農地として使用しなくなってから相当の年数がたって山林化しており、農地に戻すには相当困難なので、仕方がないと判断しました。報告を終わります。

議 長 ただいま、15番、16番の現地調査の説明をいただきました。この件について、皆様の方から質疑ございましたらお願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第 3 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第 3 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 議案第 4 号及び第 5 号議案は、私と 8 番田中正志委員にかかる案件でございますので、退席をさせていただきます。議事進行を佐々木職務代理者に引き継ぎますのでお願いいたします。

(19番松本良子会長、8 番田中正志委員退席)

職務代理者 議案第 4 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、別紙のとおり策定された平成 28 年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求め、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 23 ページをご覧ください。議案第 4 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号 26 番から番号 47 番の 22 件は、おのおの今回行う上浮島地区農地中間管理事業のため、岩手県農業公社へ使用貸借又は賃貸借をしようとするものです。

以上議案第 4 号に係る事務局説明を終わります。

職務代理者 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番黒澤委員 6 番黒澤です。集積率はどれくらいになったのか、もし良かったら教えてください。

事務局 まだ確定しておりませんが、50パーセントを超えと思います。

職務代理者 その他ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。議案第 4 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

職務代理者 議案第 5 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、別紙のとおり策定された平成 28 年度岩手町農用地利用配分計画について、意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 30 ページをご覧ください。議案第 5 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、ご説明いたします。

議案第 4 号により議決いただいた農地を 31 ページ以降記載の方々に農用地利用配分計画により配分しようとするものです。

以上議案第 5 号に係る事務局説明を終わります。

職務代理者 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。



(なしの声)

職務代理者 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

職務代理者 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。

(19番松本良子会長、8番田中正志委員復席)

議長 これで本日の会議を閉じ、第30回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時02分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

6番 印

7番 印